



JA東京みどりキャラクター
みどりん

サマー キャンペーン

令和3年度

定期貯金

スーパー
定期貯金
＜単利型＞

大口
定期貯金

キャンペーン期間

令和3年 6月1日(火) ▶ 令和3年 7月30日(金)

JA東京みどりでJAカードのご加入をされている方

店頭表示金利



プラス
年 **0.020** %

JA東京みどりでJAカードのご加入をされていない方

店頭表示金利



プラス
年 **0.005** %

- ご利用いただける方 個人
- 期間 定型方式1年(自動継続扱い)
- 預入方法 一括預入・証書式または通帳式
- 特別配当金 対象になります。

預入金額

スーパー
定期貯金
＜単利型＞

1口10万円以上1,000万円未満
(お一人様何口でもお預入れいただけます。)

大口
定期貯金

1,000万円以上
(お一人様何口でもお預入れいただけます。)

新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。

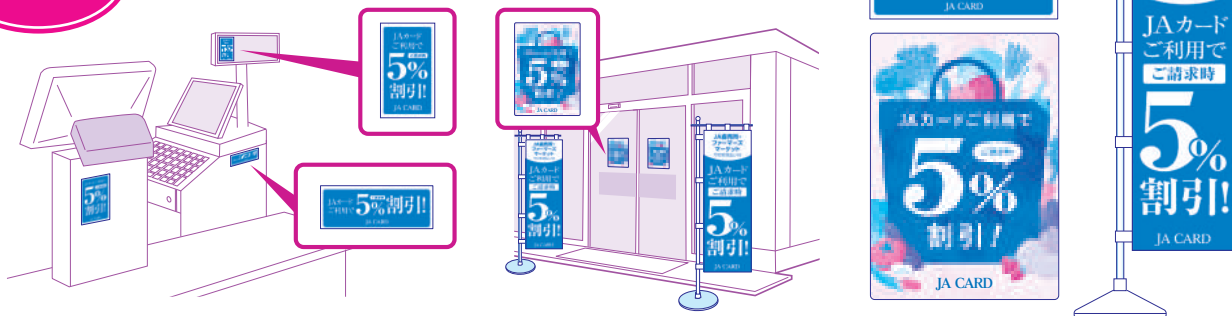


「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にどうぞ。詳しくは当JA窓口まで、お問合せください。

割引対象のJA直売所・ファーマーズマーケットはどこにあるの？

店頭で

このステッカー・のぼりが目印です。



WEBで

パソコン・スマートフォンから簡単にお探しいただけます。

JAグループサイト
<https://life.ja-group.jp/farm>

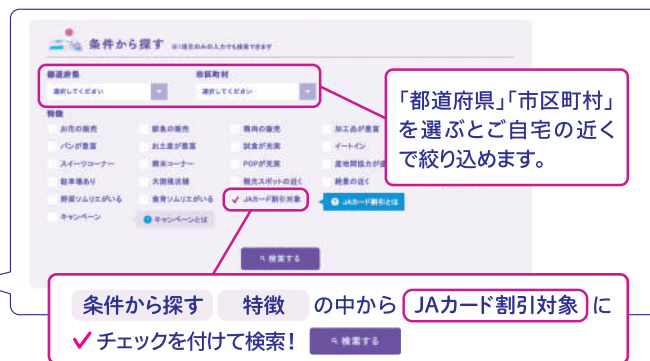
JA 直売所 検索



※2次元コードは機種によりご利用いただけない場合があります。



「近くの直売所を探す」を押す



「都道府県」「市区町村」を選ぶとご自宅の近くで絞り込めます。

条件から探す 特徴の中から JAカード割引対象に
✓チェックを付けて検索!

5%割引はどのように適用されるの？

① お買い物1回ごとに割引金額を算出いたします。

たとえば 3,550円お買い上げの場合

割引金額 : 3,550円 × 5% = 177.5円 ※1円未満切捨て
割引後お買い上げ金額 : 3,550円 - 177円 = 3,373円

② JAカードご利用代金ご請求時に、割引いたします。

「割引前」・「割引後」の金額は、ご利用代金請求書でご確認いただけます。

(例) ご利用代金請求書イメージ

ご利用日		ご利用先など	商品内容など	ご利用金額	手数料/利息(総額)	払回数	科目	今月のお支払金額	備考	ポイント
19	1	10	JA直売所	3,550	0	1	1	3,373		*
19	1	21	〇〇スーパーマーケット	3,550	0	1	1	2,245		*

店舗でのお買い上げ金額(割引前)

ご請求金額(割引後)

本サービスにはご注意事項があります。詳しくは三菱UFJニコス JAカードWEBサイトでご確認ください。

JAバンク
三菱UFJニコス株式会社

■ JAカードのご入会はお近くのJAまで

JAバンクホームページでお近くのJA店舗を検索!
<https://www.jabank.org/>



■ サービスの詳細はこちら

三菱UFJニコス
JAカードWEBサイト
<https://www.cr.mufj.jp/ja>



※2次元コードは機種によりご利用いただけない場合があります。

1910-30023TF

JA東京みどり

※詳しくは、下記店舗窓口または推進担当者におたずねください。

本店 TEL.042-535-1011
国立支店 TEL.042-572-2101
富士見台支店 TEL.042-572-8151
昭島支店 TEL.042-541-0021

拝島支店 TEL.042-541-1050
立川支店 TEL.042-536-1821
幸町支店 TEL.042-535-2211
西砂支店 TEL.042-531-0014

村山支店 TEL.042-561-1611
東大和支店 TEL.042-561-4321
仲原支店 TEL.042-562-2311

商品概要説明書

令和3年度 サマーキャンペーン定期貯金

(令和3年6月1日現在)

商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> (条件別金利上乘せ定期貯金) 令和3年度 サマーキャンペーン定期貯金
取扱期間	・令和3年6月1日(火)～令和3年7月30日(金) 取扱期間中であっても募集額30億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
ご利用いただける方	・個人
期 間	・定型方式 1年(自動継続扱い)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式または通帳式 ・1口10万円以上1,000万円未満(お一人様何口でもお預入いただけます。) 新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 利払い (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・【JAカード加入なし】 スーパー定期貯金<単利型>の店頭表示金利+0.005% ・【JAカード加入者】 スーパー定期貯金<単利型>の店頭表示金利+0.020% ※「JAカード」は定期締結時の契約も含みます。 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 ・個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。

中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% 																
貯金保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 																
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または本店信用共済部（電話：042-535-1061）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="491 898 1481 1167"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 特別配当金の対象になります。 自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA東京みどり

商品概要説明書

令和3年度 サマーキャンペーン定期貯金（大口定期貯金）

（令和3年6月1日現在）

商品名 （愛称）	・大口定期貯金（条件別金利上乘せ定期貯金） 令和3年度 サマーキャンペーン定期貯金
取扱期間	・令和3年6月1日（火）～令和3年7月30日（金） 取扱期間中であっても募集額30億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
ご利用いただける方	・個人
期 間	・定型方式 1年（自動継続扱い）
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入・証書式または通帳式 ・1,000万円以上（お一人様何口でもお預入いただけます。） 新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利 （2）計算方法 （3）利払い （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・【JAカード契約なし】 スーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示金利+0.005% ・【JAカード加入者】 スーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示金利+0.020% ※「JAカード」は定期締結時の契約・既存の加入を含みます。 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 ・個人のお客様は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優の取扱いはできません。

中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。</p> <p>A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p>																
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>																
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または本店信用共済部（電話：042-535-1061）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用することができます。</p> <table border="1" data-bbox="531 1285 1477 1554"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特別配当金の対象になります。 ・自動継続を停止した場合、満期日以降の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 																

詳しくは窓口にお問い合わせください。